

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 TRUONG Thi Thu Hoai

論 文 題 目 ベトナムにおける提訴時効制度の目的と構造をめぐる法的課題の検討——日欧越比較を通じて——

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科教授	金子敬明
名古屋大学大学院法学研究科教授	栗田昌裕
名古屋大学大学院法学研究科准教授	松田貴文

論文審査の結果の要旨

別紙 1-2

I 本論文の概要

ベトナムでは、一定の時間の経過により民事上の権利が消滅するという制度（日本の消滅時効に対応する）として、民事義務免除時効と提訴時効の 2 つがある（2015 年に制定された現行民法 150 条 2 項・3 項）。この 2 つのうち、民事義務免除時効は、今日に至るまで、ベトナムではほとんど議論されていない。他方で、2004 年から適用されてきた、提訴権を消滅させるという効果をもつ提訴時効は、訴訟法上の制度であると理解されているが、民法に規定が置かれている（一部については、民事訴訟法にも同内容の規定が置かれている）。現行民法の制定過程では、提訴時効制度を、実体法上の権利を消滅させる制度に置き換える案も有力であったが、結局、提訴時効制度が維持された。

本論文は、このようなベトナム法の現状をふまえつつ、比較法学的な手法を用いて、提訴時効制度は何を目的とする制度だと考えるべきかを再検討し、そのうえで、その目的を達成するために、提訴時効制度についてどのような解釈論・立法論を展開すべきかを提示するものである（なお、本論文では取得時効に対応する制度は対象とされておらず、以下で「時効」というときには、権利義務が消滅するタイプのものもつばら想定される）。

本論文の構成は次のとおりである（「まとめ」の章は省略する）。

はじめに

第 1 部 ベトナム法における提訴時効の現状と課題**第 1 章 提訴時効とは何か****第 2 章 提訴時効の構造とその解釈****第 2 部 日本の消滅時効****第 1 章 消滅時効の存在理由****第 2 章 消滅時効制度の構造とその解釈****第 3 章 除斥期間****第 3 部 ヨーロッパにおける時効制度****第 1 章 ヨーロッパ私法の原則・定義・モデル準則共通参照枠草案における時効制度の目的及び構造****第 2 章 イギリスにおける出訴期限制度の目的及び構造****第 4 部 日本・ヨーロッパとの比較によるベトナム法への示唆****第 1 章 提訴時効の目的はどのように考えるべきか****第 2 章 提訴時効の構造及びその解釈**

おわりに

今後の課題

以下、各部ごとに、概要を紹介する。

第1部「ベトナム法における提訴時効の現状と課題」は、ベトナムの時効制度の沿革を紹介したうえで、現行の提訴時効制度のかかえる問題として次のような点を指摘している。

まず、総論的な課題について。提訴時効制度の存在理由として、裁判所の証拠収集の負担の軽減が挙げられることがあるが、このような理由づけは、証拠の収集についての裁判所の職責が規定されていたかつてのベトナム法のもとでは、それなりに説得力を有していた。しかし、このような制度理解は、当事者が積極的に証拠を収集して裁判所に提出する義務を負い、時効が適用されるためには当事者の援用（適用請求）が必要とされ、主観的起算点のみが規定されているためにいつまでも時効が完成しないことが起こりうる、という現行の提訴時効制度には適合しない。そこで、提訴時効制度は何のための制度なのかを再検討する必要がある（第1章第4節）。

続いて、より具体的な問題点として、次の諸点を挙げている。①契約関係および不法行為関係については3年という時効期間が規定されているが、それ以外の権利義務関係にあてはまるべき一般的な時効期間の規定が存在しないこと。②提訴時効が完成すると実体法上どのような効果が生じるのかが定かでないこと。③時効の起算点として主観的起算点のみが規定されているため、いつまでも時効が完成しないことが起こりうること。④時効の適用の請求について、2015年の改正法で初めて導入された仕組みであるために具体的な解釈論がほとんどなく、また、時効の適用の拒否という規定の必要性が明確に説明されていないこと（第2章）。

第2部「日本の消滅時効」は、まず、消滅時効制度の存在理由について日本で戦われてきた議論を振り返り、その中で、弁済していない債務者といえども、永遠に訴えられる可能性があるという不安定な状態に置かれるべきでないことを存在理由として挙げる松久三四彦教授の説に注目している（第1章）。続いて、第1部第2章で指摘された具体的な問題について、日本法の解決がどうなっているかが紹介される（第2章）。さらに、消滅時効と似ているが、公益的な要請を考慮して当事者の意思に関わりなく権利関係を絶対的に確定させるための制度という位置づけのもと、除斥期間が扱われる（第3章）。

第3部「ヨーロッパにおける時効制度」の第1章では、ヨーロッパ法の調和のために起草された「ヨーロッパ私法の原則・定義・モデル準則共通参照枠草案（DCFR）」における時効制度に、検討が加えられている。ここでは特に、次の2点への着目がなされている。第1に、時効の効果として、債務が消滅するのではなく、債務者に履行拒絶権が与えられるという構成が取られており、この構成ゆえに、時効完成後に債務者がした任意弁済は有効である（債務者による不当利得返還請求は認められない）という日本法と同じ帰結が、日本法とは異なって困難なく、導かれていること。第2に、債務者の利益だけでなく、時効によって権利を失う債権者の利益にも配慮するために、主観的起算点からの比較的短期の時効と、客観的起算点からの長期の時効とを組み合

わせる、二元的な枠組みが採用されていること。

続いて第3部第2章では、時効の効果として訴権が消滅するとされているイギリス法について、現行法のみならず、それを合理化すべくイギリス法委員会が提案した草案（これに基づく改正は、現在に至るまで実現していない）にも、検討が加えられている。ここでは特に、イギリス法委員会の草案が、DCFRの時効法や日本の債権法改正後の消滅時効法と類似する点を多く持つことが、注目されている。

第4部「日本・ヨーロッパとの比較によるベトナム法への示唆」では、第2部および第3部での比較法学的検討の結果をふまえて、ベトナム法が得るべき示唆が述べられる。

時効制度の制度目的としては、弁済をしていない義務者といえども、永遠に訴えられる可能性があるという不安定な立場に置かれるべきではない、という理解（第2部第1章で紹介された松久説）を採用すべきである、と説く（第1章）。

より具体的な問題点に対する、論文提出者の提案の主なものを列挙すると、次のとおりである（第2章）。①上記の制度目的論をふまえると、明文で時効制度の適用除外とされているもの（身分権や所有権に基づく請求権など）を除いて、時効による義務消滅の可能性は、契約や不法行為に基づくものであるかどうかにかかわらず、等しく認められるべきであり、そのために、時効期間を一般的に定める規定が設けられるべきである。②時効の効果を実体権の消滅と構成しても、訴権の消滅と構成しても、時効完成後の任意弁済が有効である（債務者による不当利得返還請求は認められない）という結論には諸外国のあいだで異論がなく、そうであれば、これまで運用されてきた提訴時効制度をそのまま生かし、提訴権が消滅するという構成を維持しても、差し支えない。③主観的起算点からの比較的短期の時効に、客観的起算点からの長期の時効が組み合わせられるべきである。また、人身損害の賠償請求権については、短期についても長期についても、一般の場合よりも時効期間を長くするべきである。④時効の適用には当事者の援用（適用請求）が必要である旨が明確にされれば、時効の適用の拒否という制度をわざわざ設ける必要はない。

最後に、今後さらに検討すべき課題としては、主観的起算点の解釈に関して、権利者に認識可能性があったと判定するための基準をどう考えるべきか、具体的な時効期間を何年とすべきか、提訴時効制度に加えて義務免除時効制度を設ける必要があるか、の3点があるとしている。

II 本論文の評価

博士（比較法学）の課程博士論文の判定基準、すなわち、(A)アジア法整備支援に関わる実務的・理論的課題の発見・解決に貢献していること、(B)主として比較法学的・比較政治学的手法によること、(C)母国の問題を取り扱うため、一次資料として主とし

て母語によるものを用いるとしても、英語・日本語等母語以外の言語を用いて関連の研究動向を分析しており、それを前提に議論を進めていること、**(D)**問題設定が明確であり、設定した問題に対する自分なりの回答が出されていること、**(E)**従来の研究と比較して独自性が認められること、**(F)**論理的に堅固であり、予想される批判に対する回答が用意されていること、を前提にして、本論文を評価すると以下のとおりである。

1 本論文の特徴とそれに対する評価

本論文の特徴として、次の3点を挙げることができる。

第1に、2015年に改正され2017年から施行されている、新しいベトナムの時効法について、いち早く包括的な検討を加えていることである**(A、E)**。新しいベトナム時効法は、当事者の援用（適用請求）を必要とすることや、客観的起算点に代わって主観的起算点を導入するなど、従来のベトナム時効法とは大幅に構造を異にしているが、論文提出者は、そのような新しい構造に適合的な、新たな時効制度目的論の探求の必要性を的確に認識しており、具体的な論点についても、それと調和する解決を模索している。本論文は、今後のベトナム時効法の議論の際に必ず参照される、重要な論文となるであろう。

第2に、日本法のみならず、**DCFR** やイギリス法をも対象として、大規模な比較法的研究を遂行していることである**(B、C)**。これらは、時効制度の目的論においては大まかに言って共通の基盤に立つが、時効の効果として何が消滅するのかについての構成をはじめとして、具体的な論点への対応では互いにかなり異なっているところもある。論文提出者は、これらをベトナム法と比較することによって、視野を大幅に押し広げることに成功している。そのことは、具体的な解釈論的・立法論的な提言が多岐にわたっていること（第4部第2章参照）によく現れている**(D)**。

第3に、第2点とも関係するが、他国の経験を尊重した穏当な議論を展開していることである。時効制度は、その存在自体を否定しようとする見解はまず見られないものの、何のためにそれが存在するのか自体が大いに争われている分野であり、それだけに、理論的な体系化よりも、経験（他国のそれを含む）をふまえた制度の構築・修正というアプローチに適している。第4部第2章において論文提出者がおこなう諸提案は、比較法的にありうる解決の選択肢の中から得失を勘案して選択された、どこかの法ですでに実行されている（実行の提案がされている）という意味において、穏当なものであり、比較法的な検討を分厚くした分だけ、論文提出者の諸提案が説得力を増す結果となっている**(F)**。なお、「得失を勘案して選択された」といっても、諸提案を組み合わせたときに互いが矛盾しないような留意がされていることは、いうまでもない。

以上の通り、本論文は、ベトナムの新たな時効法を、比較法学的手法を駆使して多角的に分析したうえで、新法のもとでの時効制度目的論と、それに適合した具体的論

点の解決の方向性を提示したものであり、(A) ~ (F) に示した博士(比較法学)の判定基準を満たしていると評価できる。

2 本論文の問題点とそれに対する評価

しかし、本論文については、いくつかの問題点も指摘せざるをえない。

第1に、諸外国における具体的論点の解決がやや平板に比較され、その解決に至る論理が相対的に軽視されるきらいがある。ある論点について、諸外国での解決が一致する場合には、その一致は鋭く注目されているが、反対に、結論に相違が生じている論点については、どうしてそのような相違が生じるのかの探求が十分ではない。また、ある法でしか出てこない論点には、ほとんど注目が向けられない。共通点も重要であるが、相違点に着眼することで、より深い洞察に至ることもできたのではないか。

第2に、提訴時効の完成・援用によって消滅するのは訴権であるという論文提出者の主張について、(外国を含む)既存の説とどこがどのように違うのか、あるいは同じなのかが、十分に説明されていないように思われる。論文提出者は、提訴時効は訴訟法上の制度であるという、ベトナムで通常言われている理解を維持するようであるが、「訴訟法上の制度である」ということはどういう意味かを、さらに厳密に詰めておくべきだったのではないか。特に、1995年の民法には、提訴時効は訴権だけでなく、義務(債務)自体も終了させるという規定があったというが(24頁)、論文提出者の主張がそれとどう違うのかを説明することによって、論文提出者の主張は、より理解しやすいものになったのではないか。

第3に、比較法の検討に優れる反面で、ベトナムでのこれまでの経験や議論との接続が十分か、疑問が残る。第2で述べたのとは別の例を挙げると、提訴時効によって訴権は消滅してもその後の任意弁済は有効であるとする、時効の完成後に、債権者が裁判外で私力によって債務者に支払を求めるといった事態が発生することが容易に想定され、この懸念は現行民法の立法過程でも共有されていたようであるが(27頁)、自説の主張にあたり、このようなベトナムの社会状況に配慮がされているようには見受けられない。また、第4部第2章において論文提出者がおこなう諸提案が、ベトナムの現行法の規定とどのような関係にあるのか、解釈論なのか立法論なのか、明確でないところがある。

本論文については、以上のような問題点を指摘することができるが、これらは、テーマ選択から必然的に生じる結果といえる面が小さくない。すなわち、時効制度は、その一部分だけを取り上げて深く検討することが難しく、むしろ全体をひとまとめにして論じる必要のある題材であるが、その分だけ、検討は拡散せざるをえない。しかも、既に述べたように、理論的というよりも経験に裏打ちされた制度であり、ひとまずは論理よりも結論に着目することも十分に合理的な態度だといえる。さらに、時効制度についてのベトナムでの直近の経験は、2004年以降のものであって蓄積に乏しく、

まして、当事者の援用が必要であるという構造変革が実施されてからは、まだ3年も経っていないのであり、問題点を洗い出すために外国法の経験に頼りきりになったとしても、やむを得ない。以上の次第で、上記の問題点は、論文に対する評価を覆すものではない。

III 結論

本論文は、アジア法整備支援に関わる課題であるベトナムの時効法の諸問題を、比較法学的手法によって分析し、自分なりの解決策を提示するものであり、結論は実証的・論理的に堅固なものである。上に指摘したような問題点はあるものの、それらは本論文の価値を根本的に損なうものではない。審査委員会は一致して、本論文が法学研究科の博士（比較法学）学位を授与するに相応しいものであるとの結論に達した。